



愛知工業大学
経営学部教授

後藤 時政氏

オープン
カレッジ

特許庁が平成20年度に行った知的財産活動調査の報告によれば、日本企業が保有している知的財産のうち、特許権では約50%が利用されており、残りの半分は未利用となっている。なお、未利用件数中の防衛目的の権利が30%となっているが、これは他社に

特許出願・権利化されてしまい、自社事業の障害にならないようにすることを目的としており、利用されなくとも意味があると言える。思った以上の利用率の高さに著者は驚いたが、この結果は大企業も含んだ、日本企業の総計であり、中小企業について言えば、

中小企業の知財マネジメント

特許の取得率や利用率ははるかに低い値になるものと思われる。なぜなら、特許は取得するにも、維持するにもそれなりの費用がかかるからである。特許の審査過程では、現在、出願審査請求時の特許庁に提出する手数料（印紙代）だけで213500円必要である。登録後は、4

まず特許利用の利益獲得考える

6年の間の年金は毎年7100円＋（請求項の数×4千円）を必要とする。なお、請求項とは権利化した発明を記載した項のことを言い、特許を受けようとする発明が複数ある場合には、単一の特許出願書類に複数の請求項を記載することができる。例えば、請求項が少

このように特許出願や維持・管理にはそれなりの費用がかかり、特に資金力が乏しい中小企業が、利用されず、利益につながらないような特許を複数維持すれば、自社の経営を圧迫する結果となる。本来に不要な特許であれば、権利を放棄することで特許を維持するための費用を削減して新たな研究開発活動へ充てるなど、より効果的に資金を振り分ける必要がある。逆を言

え、特許取得するのであれば、特許取得するのだから、利益に十分に関与している中小企業では、この制度を利用して得られた結果をどのように自社の特許戦略や明細書の記載に対して反映してよいかわかっていなかった。

支援（平成22年終）、審査請求料・特許料の軽減等、早期審査・早期審理の3つの支援制度を実施した。著者が実施したアンケート調査結果によれば、中小企業の中には「制度自体を知らなかった」という意見もあり、利用率はそれほど高くなかったが、最も、取得した特許をどのように利用し、利益を得ていくかということから真剣に考えなければならぬのである。

